

【津波災害対策編】

津波災害対策編 目次

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成	- 1 -
第2節 各機関の役割と業務大綱	- 6 -

第2章 災害予防対策

第1節 総則	- 7 -
第2節 津波に強いまちの形成	- 10 -
第3節 海岸・河川保全施設等の整備	- 12 -
第4節 交通施設の災害対策	- 13 -
第5節 都市の防災対策	- 14 -
第6節 建築物等の予防対策	- 15 -
第7節 ライフライン施設等の予防対策	- 16 -
第8節 危険物施設等の災害予防対策	- 16 -
第9節 防災知識の普及	- 17 -
第10節 地震・津波防災訓練の実施	- 20 -
第11節 地域における防災体制	- 22 -
第12節 ボランティアのコーディネート	- 22 -
第13節 企業等の防災対策の推進	- 22 -
第14節 津波監視体制、伝達体制の整備	- 23 -
第15節 情報通信網の整備	- 25 -
第16節 職員の配備体制	- 26 -
第17節 防災拠点等の整備・充実	- 27 -
第18節 相互応援体制の整備	- 28 -
第19節 受援体制の整備	- 28 -
第20節 医療救護体制の整備	- 28 -
第21節 火災予防対策	- 28 -
第22節 緊急輸送体制の整備	- 28 -
第23節 避難対策	- 29 -
第24節 避難受入れ対策	- 33 -
第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保	- 33 -
第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	- 33 -
第27節 複合災害対策	- 33 -
第28節 災害廃棄物対策	- 33 -

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制	- 34 -
------------------	--------

第2節 情報の収集・伝達.....	- 37 -
第3節 災害広報活動.....	- 44 -
第4節 相互応援活動.....	- 44 -
第5節 災害救助法の適用.....	- 44 -
第6節 自衛隊の災害派遣.....	- 44 -
第7節 救急・救助活動.....	- 44 -
第8節 医療救護活動.....	- 44 -
第9節 消火活動.....	- 45 -
第10節 交通・輸送活動.....	- 45 -
第11節 ヘリコプターの活動.....	- 45 -
第12節 避難活動.....	- 46 -
第13節 応急仮設住宅等の確保.....	- 52 -
第14節 相談活動.....	- 53 -
第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動.....	- 53 -
第16節 ペット等の収容対策.....	- 53 -
第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動.....	- 53 -
第18節 防疫・保健衛生活動.....	- 53 -
第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬.....	- 53 -
第20節 災害廃棄物処理活動.....	- 54 -
第21節 社会秩序の維持活動.....	- 54 -
第22節 教育活動等.....	- 54 -
第23節 防災資機材及び労働力の確保.....	- 54 -
第24節 公共土木施設等の応急対策.....	- 54 -
第25節 ライフライン施設等の応急復旧.....	- 54 -
第26節 危険物施設等の安全確保.....	- 55 -
第27節 農林業の応急対策.....	- 55 -
第28節 二次災害・複合災害防止対策.....	- 56 -
第29節 応急公用負担等の実施.....	- 56 -
第30節 ボランティア活動.....	- 56 -

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画.....	- 57 -
第2節 生活再建支援.....	- 57 -
第3節 住宅復旧支援.....	- 57 -
第4節 産業復興の支援.....	- 57 -
第5節 社会基盤の復旧・復興対策.....	- 57 -
第6節 義援金の受入れ・配分.....	- 58 -
第7節 激甚災害の指定.....	- 58 -
第8節 災害対応の検証.....	- 58 -

<津波災害対策編の内容について>

津波災害における災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、風水害災害対策とおおむね同様となるところも多いことから、津波災害対策編では、風水害等災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、津波災害対策において特有な施策内容の部分のみ、特に掲示するものである。

なお、省略した他の内容については、風水害等災害対策編中の表記に関し、例えば「風水害」を「津波」及び「津波災害」、「風水害に対する安全性」を「津波に対する安全性」等として、必要に応じ読み替えることとする。

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波等の震災（以下「東日本大震災」と総称する。）は、多くの人命を奪い、市域及び市民等の財産に甚大な被害を与えた大災害であった。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、津波が来る可能性がある地域では強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始する等、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震に伴う津波災害に対処するため、市内での津波災害に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、岩沼市及び宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、津波防災対策を総合的にかつ計画的に推進し、市域並びに市民等の生命、身体、財産を津波災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

なお、本計画は大規模地震に伴う津波災害に対処することを前提に策定したものであるが、

大規模な津波災害に至らない場合や遠隔地の地震による津波の場合でも、この計画を準用しながら対処するものとする。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るために推進計画を兼ねる。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定により「岩沼市地域防災計画」の「津波災害対策編」として、岩沼市防災会議が作成する計画であり、岩沼市（以下、「市」という。）の地域における津波防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき津波防災対策の基本的事項を定めるものであり、市では、津波災害の特殊性を踏まえ、市民等が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担された防災協働社会の形成による減災の観点に立ち、津波防災対策を推進する。

さらに、防災関係機関の間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3 計画の修正

1. 修正の概要

この計画は、法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、津波防災対策の確立に万全を期する。

特に、東日本大震災後の法の大改正等を背景とし、東日本大震災の教訓等を踏まえ、次の方針に基づいて大規模な見直しを行った。

2. 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、市民等の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

(2) 宮城県の検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴として「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、市は、大震災から得られた教訓や課題を「東日本大震災の記録～震災から3年 地域再生と復興への軌跡～」にまとめているほか、宮城県（以下「県」という。）がまとめた「宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証」及び「宮城県の6か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、修正可能なものから見直す。

(3) 国の防災基本計画の見直し内容の反映、県の地域防災計画書の見直し内容の反映

　国の防災基本計画の見直しや県の地域防災計画の見直し内容を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、津波災害対策編の見直しに反映する。

　本地域防災計画策定時点でも、県等において、様々な観点から原因分析や対策等に係る検討が行われており、県等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

(4) 津波対策の強化

　地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあるが、東日本大震災においては津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。

　両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用する。

第4 計画の構成

風水害等災害対策編 第1章 総則 第1節 計画の目的と構成 「第4 計画の構成」の定めに準ずる。

第5 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、市域全体のインフラ強化、市民等の自助・共助力の発揮、市の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市等が総力を結集して、市勢の復興とさらなる発展を目指す。

1. 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、そのような最大クラスの津波に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、市は、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や迅速な津波避難、並びに津波ハザードマップの整備等、避難することを中心とするソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の津波災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず津波災害対策の改善を図る。

2. 津波避難を迅速かつ円滑に実施するための措置

大きな地震が発生すれば、津波の危険がある地区では迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する等、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。

そのため、市は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図る等、具体的かつ実践的な津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や研修の充実、津波避難ビル等の指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

3. 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定を超える大規模津波災害が起きても、防災関係機関は的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、市は、近隣自治体のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制を構築するとともに、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

4. 被災者等への適時・的確な情報伝達

市は、大規模地震・津波発生時においては、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、地震及び津波の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等を正確かつわかりやすく速やかに公表、伝達するよう努める。

5. 自助・共助による取組の強化

大規模津波災害時に市民等の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、市民、事業者等自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、それを市も後押しすることが必要である。

そのため、市は、防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る、地域で助け合って守る」という意識の徹底や地域の災害リスクとるべき避難行動等についての理解促進、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6. 二次災害の防止

大規模地震・津波の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震・津波による構造物の倒壊、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、市は、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための

国土保全施設等の整備の推進に加え、被災者の生活での二次災害を防ぐため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

7. 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模津波発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、市は、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、処理計画の策定や広域処理体制を確立する必要がある。

8. 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、津波からの避難後の孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持等、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、市は、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズ等への適切な対応に努める。

9. 携帯電話・インターネット等の活用とその耐浪化、多重化

市は、大規模津波災害時における情報通信の重要性を踏まえ、広く普及している携帯電話の緊急速報メール等一斉同報機能を活用して避難情報を伝達する等、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐浪化、多重化、多様化を図る。

また、効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用等、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

10. 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、同時又は連續して起こり得る災害、及びある災害によって引き起こりやすくなる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えが必要である。

そのため、市は、複数の災害が同時又は連續して発生することによって全体として被害を大きくする可能性を意識し、より厳しい事態を想定した対策を考慮しておく。

11. 多様な主体の参画による防災体制の確立

市は、多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るために、岩沼市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場に

おける女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

また、市は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

12. 迅速かつ円滑な復旧・復興

市は、被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、津波災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第6 計画の習熟等

市は、本計画の内容は、防災関係機関並びに、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民等にも広く周知するよう努める。

さらに、市は、平素から職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方法により、本計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟等に努め、平常時の予防対策及び津波災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高める。

第2節 各機関の役割と業務大綱

風水害等災害対策編 第1章 総則 「第2節 各機関の役割と業務大綱」の定めに準ずる。

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、地盤沈下、河川を遡上した津波による氾濫等、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、県内で1万人を超える死者・行方不明者が発生し、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滞等の経済的損失により、市をはじめとする県沿岸部は甚大な被害を受けている。

さらに、地震発生後の津波警報等の発表状況、伝達状況、市民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定より大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

今回、従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に次のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1. 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、災害対応の中心となる防災拠点等が被災し災害対策に支障をきたした。

2. 大規模広域災害

被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の自治体により県内市町村に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練等の不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

3. 物資の不足

物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4. 不十分な要配慮者対策

要配慮者について、民生委員等が要援護者名簿（現在の避難行動要援護者名簿に相当する名簿）を活用し支援を行った地区もある一方で、地域全域が津波被害を受け、取組が十分に機能しなかった地区もあった。

また、福祉施設が被災し、指定避難所も多数の避難者を受け入れざるを得ない状況下で、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

5. 地域防災力の不足

従来から一定の地震・津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6. 津波被害の拡大

東日本大震災では、従来の津波ハザードマップで示されていた津波浸水予測を大きく上回り、その外側でも人的被害が発生した。また、過去の経験等から、地震直後に避難しなかった人も多かった。

7. 市民等への情報途絶

地震による広域的な停電、防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

8. 津波からの避難の阻害

避難場所が津波の被害にあつたり人が多くて入りきれなかったり、救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞で逃げる途中に津波に巻き込まれたといった避難路上の問題等、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第2 基本的考え方

市は、津波から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた、津波災害予防対策を実施するものとする。

第3 想定される津波の考え方

1. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (東北地方太平洋沖地震津波、日本海溝(三陸・日高沖)モデル地震、千島海溝(十勝・根室沖)モデル地震)

市は、最大クラスの津波の対策について、次のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進する。

- (1) あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、市民等の命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸とした、市民の防災意識の向上を推進する。
- (2) 海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等を講じる。

2. 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波 (宮城県沖地震津波、昭和三陸地震津波)

市は、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3. 津波地震や遠地津波等

(明治三陸地震津波、チリ地震津波)

- (1) 必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備を図る。
- (2) 「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。
- (3) 地震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される地震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。

なお、本地域防災計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定の正確性には限界があり、幅があることに留意する。

第2節 津波に強いまちの形成

第1 目的

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第2 津波浸水想定 【危機管理課】

市は、県が実施する津波浸水想定（津波災害のおそれのある区域）について、市民等へ公表し、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に実施する。

第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置 【都市計画課、土木課、危機管理課、財政課】

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような津波避難ビル等の指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

なお、市は、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。

第4 計画相互の有機的な連携 【都市計画課、危機管理課】

市は、本地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第5 長寿命化計画の作成 【都市計画課、土木課、財政課、上下水道施設課、学校教育課】

市は、老朽化した道路、下水道、都市公園、市街地整備その他の社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を図る。

第6 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応 【都市計画課、危機管理課】

市は、津波災害警戒区域の指定があった場合、次の対応を行う。

1. 津波災害警戒区域に関する対応

(1) 地域防災計画での考慮

市は、本地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波警報等及び津波に関する情報の伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所

在地等について定める。

(2) 要配慮者等が利用する施設での対応強化

市は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波警報等及び津波に関する情報の伝達方法を定める。

(3) 市民等への周知徹底

市は、本地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 施設所有者又は管理者の取組支援

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

2. 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

第7 沿岸部の津波の多重防御機能の維持・管理 【都市計画課・土木課】

市は、沿岸部において整備された多重防御機能を担う「千年希望の丘」をはじめ、津波防潮堤、かさ上げ道路及び避難路等の適正な維持・管理に努める。

また、継続して多重防御による津波防災を推進する。

第8 所有者不明土地の利活用 【危機管理課、産業振興課、土木課、都市計画課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 第1
風水害等に強いまちづくり 「5. 所有者不明土地の利活用」の定めに準ずる。

第3節 海岸・河川保全施設等の整備

第1 目的

市及び防災関係機関は、津波に伴う海岸、河川、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震・耐浪性の強化等を図る。

第2 海岸保全施設 【海岸管理者、産業振興課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 「第3高潮、波浪等災害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 事業の実施

海岸管理者は、津波発生時において海岸保全施設より海側の地区から円滑に避難が行えるよう、市の防災計画等との整合を図りつつ、避難口若しくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。

第3 河川管理施設 【危機管理課、産業振興課、土木課、河川管理者】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 「第2水害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

第4 農地、農業施設等 【産業振興課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 第2水害予防対策 「3 市土保全事業の施行」及び「第7 農林業災害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 農業用施設等における地震・津波対策

市は、沿岸部の用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。

第4節 交通施設の災害対策

第1 目的

道路、鉄道、空港等交通施設は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、市民等の避難、救助活動、物資の輸送等各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、各施設の管理者は、交通施設の被害を最小限にすることを目的に、基準に基づいた耐震対策の実施に努め、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第2 道路施設 【土木課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 「第7 交通施設の災害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 多重防御機能を有する道路施設の整備

沿岸部の道路の整備改良に当たっては、多重防御機能を付加するよう努める。

第3 空港施設 【消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 「第5 航空災害予防対策」の定めに準ずる。

第4 鉄道施設 【東日本旅客鉄道株式会社】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 「第6 鉄道災害予防対策」の定めに準ずる。

第5節 都市の防災対策

第1 目的

市は、火災の拡大予防や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建物の不燃化を促進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

第2 市街地再開発事業等の推進 【都市計画課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第2節 都市の防災対策 「第2 市街地再開発事業等の推進」の定めに準ずる。

第3 土地区画整理事業の推進 【都市計画課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第2節 都市の防災対策 「第3 土地区画整理事業の推進」の定めに準ずる。

第4 公園施設等 【都市計画課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第2節 都市の防災対策 「第4 公園施設等」の定めに準ずる。

第5 津波避難を考慮した都市施設の整備 【都市計画課、土木課、危機管理課】

1. 津波避難施設等の整備

市は、できるだけ短時間で避難が可能となるような津波避難ビル等の指定緊急避難場所、避難路・避難階段等の避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を都市計画と連携して行う。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2. 特に配慮を用する施設の立地誘導

市は、行政関連施設、要配慮者に係る施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第6節 建築物等の予防対策

第1 目的

市及び建築物の所有者は、津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

第2 公共建築物 【財政課、都市計画課、危機管理課、学校教育課】

市は、庁舎、消防署、学校、社会福祉施設等要配慮者利用施設、不特定多数受入れ施設等、常に防災上重要な公共建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の向上に努める。

なお、本対策は、地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第6節 建築物等の予防対策「第2 公共建築物」の定めに準ずる。

第3 一般建築物 【都市計画課、危機管理課、消防本部】

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第6節 建築物等の予防対策 「第3 一般建築物」の定めに準ずる。

第4 ブロック塀等の安全対策 【都市計画課、学校教育課、施設管理者】

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第6節 建築物等の予防対策 「第4 ブロック塀等の安全対策」の定めに準ずる。

第5 落下物防止対策 【都市計画課、消防本部】

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第6節 建築物等の予防対策 「第5 落下物防止対策」の定めに準ずる。

第6 建物内の安全対策 【危機管理課、都市計画課】

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第6節 建築物等の予防対策 「第6 建物内の安全対策」の定めに準ずる。

第7 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策 【危機管理課、都市計画課】

1. 県及び市は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条の規定に基づき、津波災害特別警戒区域を指定したときは、指定した区域内において、津波から逃げることが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限する。

2. 津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、市は、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

第8 文化財の防災対策 【生涯学習課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第3節 建築物等の予防対策 「第5 文化財の防災対策」の定めに準ずる。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第4節 ライフライン施設等の予防対策」の定めに準ずる。

第8節 危険物施設等の災害予防対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 「第3 危険物施設等の災害予防対策」の定めに準ずる。

第9節 防災知識の普及

第1 目的

「自らの命は自らが守る、地域で助け合って守る」が防災の基本であり、市民等はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、又は、市等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、職員に対し、「災害時初動対応マニュアル」等の配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に提供する等、防災知識の普及に努める。

市民等に対しては、自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の津波リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、津波に関する防災教育、防災訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

また、防災知識を普及する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズの違い等多様な視点に十分配慮するよう努める。

第2 防災知識の普及、徹底 【危機管理課、消防本部、自主防災組織、 町内会・自治会等】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第5節 防災知識の普及 「第2 防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の普及、啓発の徹底を図る。

1. 職員への防災知識の普及教育内容

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第9節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底 「1 職員への防災知識の普及教育内容」の定めに準ずる。

2. 市民等への防災知識の普及

(1) 普及・啓発の実施

- ア 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- オ 避難行動に関する知識

- a 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
 - b 強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - c 大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - d 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報及び津波警報でも避難すること
 - e 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - f 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - g 津波が河川を遡上すること
 - h 津波は長時間継続するので、大津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けるとともに、自己判断をしないこと
 - i 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
 - j 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合は、「可能な限り高く安全な場所」へ避難すること
 - k 各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
 - l 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - m 各地域における避難指示等の伝達方法 等
- カ 津波の特性に関する情報
- a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - b 第一波が最大とは限らないこと
 - c 津波は繰り返し襲ってくること
 - d 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - e 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性 等
- キ 津波に関する想定・予測の不確実性
- a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - b 大津波警報や津波警報は、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること
 - c 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること
 - d 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること
 - e 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること 等

3. 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

ア 津波ハザードマップの作成・周知

市は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づく県の浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路、津波避難の心得等を記載した津波ハザードマップを作成・配布し、市民等に対し周知徹底を図る。

なお、津波ハザードマップの作成に当たっては、「水害ハザードマップ作成の手引き」（令和5年5月・国土交通省）を参考に、市民等の生活範囲等を考慮した市界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示等に留意する。

イ 津波ハザードマップの有効活用

県及び市は、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、浸水想定区域の市民等を対象とした説明会を開催する等、その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 日常生活の中での情報掲示

県及び市は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのか等について、市民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

県及び市は、観光地、観光施設、空港等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、津波避難ビル等の指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示す等、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

第3 学校等教育機関における防災教育 【学校教育課、生涯学習課、小中学校】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第5節 防災知識の普及 「第3 学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

第4 市民等の取組 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第5節 防災知識の普及 「第4 市民等の取組」の定めに準ずる。

第5 災害教訓の伝承 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第5節 防災知識の普及 「第5 災害教訓の伝承」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 津波浸水表示板の設置

地域住民のみならず観光客等の一時滞在者への津波防災意識の啓発及び被災事実の伝承のため、津波浸水表示板を設置する。

第10節 地震・津波防災訓練の実施

第1 目的

地震・津波発生時に、市及び市民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的とし、市及び消防本部、自主防災組織、町内会・自治会等は連携して防災訓練を行うものとする。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第2 防災訓練の実施とフィードバック 【危機管理課、消防本部、 自主防災組織、町内会・自治会等】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第6節 防災訓練の実施 「第2 防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずる。

第3 市の防災訓練 【危機管理課、消防本部、自主防災組織、町内会・自治会等】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第6節 防災訓練の実施 「第3 市の総合防災訓練」の定めに準ずる。

第4 学校等の防災訓練 【学校教育課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第6節 防災訓練の実施 「第5 学校等の防災訓練」の定めに準ずるほか、次の訓練を実施する。

1. 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、又は指定緊急避難場所等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
2. 校園外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む。）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
3. 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
4. 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
5. 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報発表の際、学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市は、学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第5 企業等の防災訓練 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第6節 防災知識の普及 「第6 企業等の防災訓練」の定めに準ずる。

第6 訓練及び普及内容 【危機管理課】

市は、津波警戒に関する市民等への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の市民等も参加した津波防災訓練の実施等を通じて、次の内容の普及を図る。

1. 考えられる訓練内容

(1) 津波警報・注意報、津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、防災行政無線の可聴範囲の確認、市民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

(2) 津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等を確認も必要である。

(3) 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

2. 市民等に対する内容

- (1) 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線等を通じて入手する。
- (3) 地震による揺れを感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5) 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

第11節 地域における防災体制

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第7節 地域における防災体制」の定めに準ずる。

第12節 ボランティアのコーディネート

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第8節 ボランティアのコーディネート」の定めに準ずる。

第13節 企業等の防災対策の推進

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第9節 企業等の防災対策の推進」の定めに準ずる。

第14節 津波監視体制、伝達体制の整備

第1 目的

市及び防災関係機関は、密接な連携を図り、津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

第2 津波の観測・監視体制の整備 【気象庁、危機管理課】

1. 津波観測機器の維持・整備

仙台管区気象台は、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。

市は、津波襲来の直前監視を行うため、津波観測機器の維持・整備に努める。

2. 観測情報の共有化

県、市及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

第3 避難指示等の伝達体制の整備 【危機管理課】

1. 避難指示等の発令基準の設定

(1) 発令基準の策定・見直し

市は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（平成17年3月策定）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。

(2) 伝達体制の整備

県及び市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保する。

(3) 国又は県に対する助言の要請

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

2. 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

(1) 多様な情報伝達手段の確保

市は、様々な環境下にある職員や市民等に対し、津波警報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

(2) 確実な伝達方法の確保

市は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等を整備するとともに、同報無線との自動起動を推進する。

また、市は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

3. 伝達内容の検討

市は、津波警報等、避難指示等を市民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝える等避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

4. 津波地震や遠地地震の考慮

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、市民等の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せるこのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等の発表や避難指示の発令・伝達体制を整える。

第15節 情報通信網の整備

第1 目的

大規模震災時・津波発生時には、固定一般回線や携帯電話の不通あるいはふくそうといった事態が予想されることから、市は、情報収集、伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保、整備充実及び耐震化や非常電源の確保、サーバーの負荷軽減や設置の分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、(株)エフエムいわぬまは、被害状況の報道、市民等への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の耐震化等に努める。

第2 市における災害通信網の整備 【危機管理課、総務課、 デジタル課推進室、消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第10節 情報通信網の整備 「第2 市における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第3 消防機関における災害通信網の整備 【消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第10節 情報通信網の整備 「第3 消防機関における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第4 FM放送施設 【放送事業者】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第10節 情報通信網の整備 「第4 FM放送施設」の定めに準ずる。

第16節 職員の配備体制

第1 目的

市域において津波による災害時には、市は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するとともに、災害時においても優先度の高い通常業務の継続・早期復旧を図るため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。

このため、市は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、本地域防災計画や関連マニュアル及び業務継続計画の策定及び見直し等により、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた見直し等を行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外における参集体制についても、明確に位置づけておく。

第2 市の配備体制の明確化 【危機管理課】

市は、市域において震度5弱以上を観測する地震が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。また、市域で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき又は市域に大津波警報が発表されたときには、災害対策本部を自動的に設置する。

この際、市長不在時の代理や指揮命令系統についても定めておく。詳細は、風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第2 市の配備体制の明確化」の定めに準ずる。

第3 職員参集手段等の構築 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 第2 市の配備体制の明確化 「3. 職員参集手段等の構築」の定めに準ずる。

第4 防災担当職員の育成 【危機管理課、まちづくり政策課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第3 防災担当職員の育成」の定めに準ずる。

第5 人材確保対策 【まちづくり政策課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第4 人材確保対策」の定めに準ずる。

第6 感染症対策 【健康増進課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第5 感染症対策」の定めに準ずる。

第7 応急活動のためのマニュアルの作成 【関係各課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第6 応急活動のためのマニュアルの整備」の定めに準ずる。

第8 業務継続計画 【関係各課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第7 業務継続計画」の定めに準ずる。

第17節 防災拠点等の整備・充実

第1 目的

市は、津波災害時における防災対策を推進する上で重要な防災拠点等について、早急に整備・充実を図る。また、津波災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連付けて整備・拡充を行う。

第2 防災拠点の整備及び連携 【危機管理課、総務課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第12節 防災拠点等の整備・充実 「第2 防災拠点の整備及び連携」の定めに準ずる。

第3 防災拠点機能の確保・充実 【危機管理課、総務課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第12節 防災拠点等の整備・充実 「第3 防災拠点機能の確保・充実」の定めに準ずる。

第4 臨時ヘリポートの整備 【消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第12節 防災拠点等の整備・充実 「第4 臨時ヘリポートの確保」の定めに準ずる。

第5 防災用資機材等の整備・充実 【危機管理課、消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第12節 防災拠点等の整備・充実 「第5 防災用資機材等の整備・充実」の定めに準ずる。

第6 防災用資機材等の確保対策 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第12節 防災拠点等の整備・充実 「第6 防災用資機材等の確保対策」の定めに準ずる。

第18節 相互応援体制の整備

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第13節 相互応援体制の整備」の定めに準ずる。

第19節 受援体制の整備

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第14節 受援体制の整備」の定めに準ずる。

第20節 医療救護体制の整備

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第15節 医療救護体制の整備」の定めに準ずる。

第21節 火災予防対策

地震災害対策編 第2章 災害予防対策 「第20節 火災予防対策」の定めに準ずる。

第22節 緊急輸送体制の整備

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第16節 緊急輸送体制の整備」の定めに準ずる。

第23節 避難対策

第1 目的

大規模津波災害時には、津波あるいは火災等の二次災害により、避難者が多数発生するおそれがあるため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立及び労務、施設、設備、物資及び資金の確保に努め、緊急に避難する場所としての津波避難ビル等の指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備等、災害発生後に市民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第2 津波避難の考え方の周知

市は、次の津波避難の考え方について市民等に周知する。

- (1) 津波避難においては、可能な限り、迅速に、高く及び遠くに避難することを原則とする。
- (2) 津波発生時には、地震による家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。
- (3) 津波警報や津波注意報が解除されるまでは海岸や河川に近づかないことを原則とする。

第3 指定緊急避難場所の確保 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第4 指定緊急避難場所の確保」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 指定緊急避難場所の指定基準等

津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。

第4 津波避難ビル等の確保 【危機管理課】

1. 津波避難ビル等の指定

市は、既設の指定緊急避難場所への避難が困難な地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、指定行政機関、県、市の庁舎等や民間施設をあらかじめ津波避難ビル等に指定しておく。

2. 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

- (1) 津波に対して安全な構造であること。
- (2) 基準水位（津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。）に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。

- (3) 耐震性を有していること（平成12年の新・新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する）。
- (4) 進入口への円滑な誘導が可能であること。
- なお、上記条件以外にも、避難路に面していること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

3. 津波避難ビル等の充足状況の確認

市は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

4. 津波災害警戒区域内等での留意事項

市は、津波災害警戒区域内等において、基準水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物を津波避難ビル等の指定緊急避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすること等により、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

また、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等防災拠点化を図る。

第5 避難路の確保 【危機管理課、都市計画課、土木課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第5 避難路の確保」の定めに準ずるほか、市は、避難路について、次の点に留意して確保するよう努める。

- (1) 海岸沿い、河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- (2) 高台等の避難場所、避難目標地点へ向け、極力直線であること。

第6 避難路等の整備 【土木課、都市計画課、危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第6 避難路等の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 津波避難の迅速化の考慮

県及び市は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて西方向に向かう車線の拡幅や多車線化等、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

2. 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市は、避難路を指定する際は誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所等や避難路・避難階段の位置等を示す。

(2) 浸水高表示に関する留意点

市は、浸水高等の「高さ」を示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのか等について、市民等に分か

りやすく示すよう留意する。

第7 避難誘導体制の整備 【危機管理課、介護福祉課、学校教育課、消防本部、消防団】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第7 避難誘導体制の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 情報入手手段・装備の確保

市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

2. 夜間に備えた対応

本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、市長は、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第8 避難行動要支援者の支援方策 【危機管理課、社会福祉課、介護福祉課、子ども福祉課、健康増進課、岩沼市社会福祉協議会】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第8 避難行動要支援者の支援方策」の定めに準ずる。

第9 消防機関等の対応 【消防本部、消防団】

1. 救助・救急活動の実施体制の確保

市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行う。

なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

2. 地域防災計画における対策の策定

市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

3. 消防吏員の安全確保対策

市は、消防吏員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、市民等の避難誘導を行う際に、職員の身に津波による危険が迫れば「消防吏員も退避する」ということを基本とし、このことを事前に市民等に周知し、理解を得ておくよう努める。

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

4. 消防団員の安全確保対策

市は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立、及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化等の津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、次の内容を含む津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、市民等への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第10 教育機関等における対応 【学校教育課、子ども福祉課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第9 教育機関等における対応」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 避難環境の整備

市は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化等、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

第11 津波避難計画の改定 【危機管理課、学校教育課】

市は、東日本大震災における地震・津波による災害を教訓として、津波による人的被害を軽減し、津波発生時の安全な避難を確保するための指針として、平成27年3月に「岩沼市津波避難計画」を策定し、県が新たに示した浸水想定等を踏まえ、令和5年3月に本計画を改定した。今後も、県や市の計画や想定を踏まえ、必要に応じた見直しを継続して行う。

第12 避難に関する広報 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第11 避難に関する広報」の定めに準ずる。

第24節 避難受入れ対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第18節 避難受入れ対策」の定めに準ずる。

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第19節 食料、飲料水及び生活物資の確保」の定めに準ずる。

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」の定めに準ずる。

第27節 複合災害対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第21節 複合災害対策」の定めに準ずる。

第28節 災害廃棄物対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第22節 災害廃棄物対策」の定めに準ずる。

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

第1 目的

大規模地震により津波が発生した場合、広い範囲で市民等の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、市は、大規模地震・津波を覚知した際には一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震（※）や同程度の地震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。

なお、市は、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※ 「アウターライズ地震」…陸から見て海溝の外側（アウター）の海底の隆起している部分（ライズ）で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい

第2 初動対応の基本的考え方 【本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第2 初動対応の基本的考え方」の定めに準ずる。

第3 市の活動 【本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第3 市の活動」の定めに準ずる。

第4 災害対策本部等 【本部班、各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第4 災害対策本部等」の定めに準ずる。

第5 職員の配備、動員体制 【本部班、広報班、各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第5 職員の配備、動員体制」の定めに準ずるほか、次の体制を構築する。

1. 配備体制

職員の配備は、災害規模と災害情報を基準として、指示を受けずとも各自が判断する自動配備とする。

また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。

【災害警戒本部・災害対策本部配備体制表】

本部	配備体制 (自動配備)	基 準		活動内容	配備人員 (自動参集)
	警戒配備	○市域に震度4の地震が発生したとき ○市域に津波注意報又は津波警報が発表されたとき		情報収集・連絡 津波情報の伝達	危機管理課
(本部長 ..総務部 長)	特別 警 戒 配 備	1号	○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○県下で震度5強以上の地震が発生したとき		情報収集・連絡 被害状況の把握 津波情報の伝達 六部長 教育次長 その他各部班必要な人員
(本部長 ..市 長)		2号	○市域に震度5強の地震が発生したとき ○市域で地震・津波により物的被害が発生したとき		情報収集・連絡 被害状況の把握 津波情報の伝達 災害の警戒 応急復旧 相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧活動が実施できる人員で、各部班おおむね2/3の職員をもつて充てる
(本部長 ..市 長)	非常 配 備	3号	○市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○市域に大津波警報が発表されたとき ○地震・津波により市域で人的被害が発生したとき ○地震により各所で甚大な被害が発生したとき ○市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が発生したとき ○市域に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長が必要と認めたとき		本地域防災計画に定める全活動 全職員

※ 震度6弱以上、大津波警報は特別警報扱い

※ 1号配備体制であっても、避難所等の開設判断は電話やSNS等の連絡手段を用いて市長が判断できるものとする。なお、その暇がない場合はこの限りではない。

2. 勤務時間外の自主参集

休日、夜間等勤務時間外に前記配備、本部設置等に該当する地震等を覚知した場合、各々所定の人員は、指示を受けずとも自主的に登庁し配備につく。

第6 災害対応従事者の安全確保 【各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第6 災害対応従事者の安全確保」の定めに準ずる。

第7 職員の初動体制・事務分掌 【各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第7 職員の初動体制・事務分掌」の定めに準ずる。

第8 消防機関の活動 【消防班、消防団】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第8 消防機関の活動」の定めに準ずる。

第9 県との連携 【本部班、消防班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第9 県との連携」の定めに準ずる。

第2節 情報の収集・伝達

第1 目的

津波の被害を最小限にするためには、これらの情報を一刻も早く市民等に伝達することが重要であり、特に要配慮者及びその支援者への伝達に万全を期す必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、市及び防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 緊急地震速報 【気象庁】

地震災害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達 「第2 緊急地震速報」の定めに準ずる。

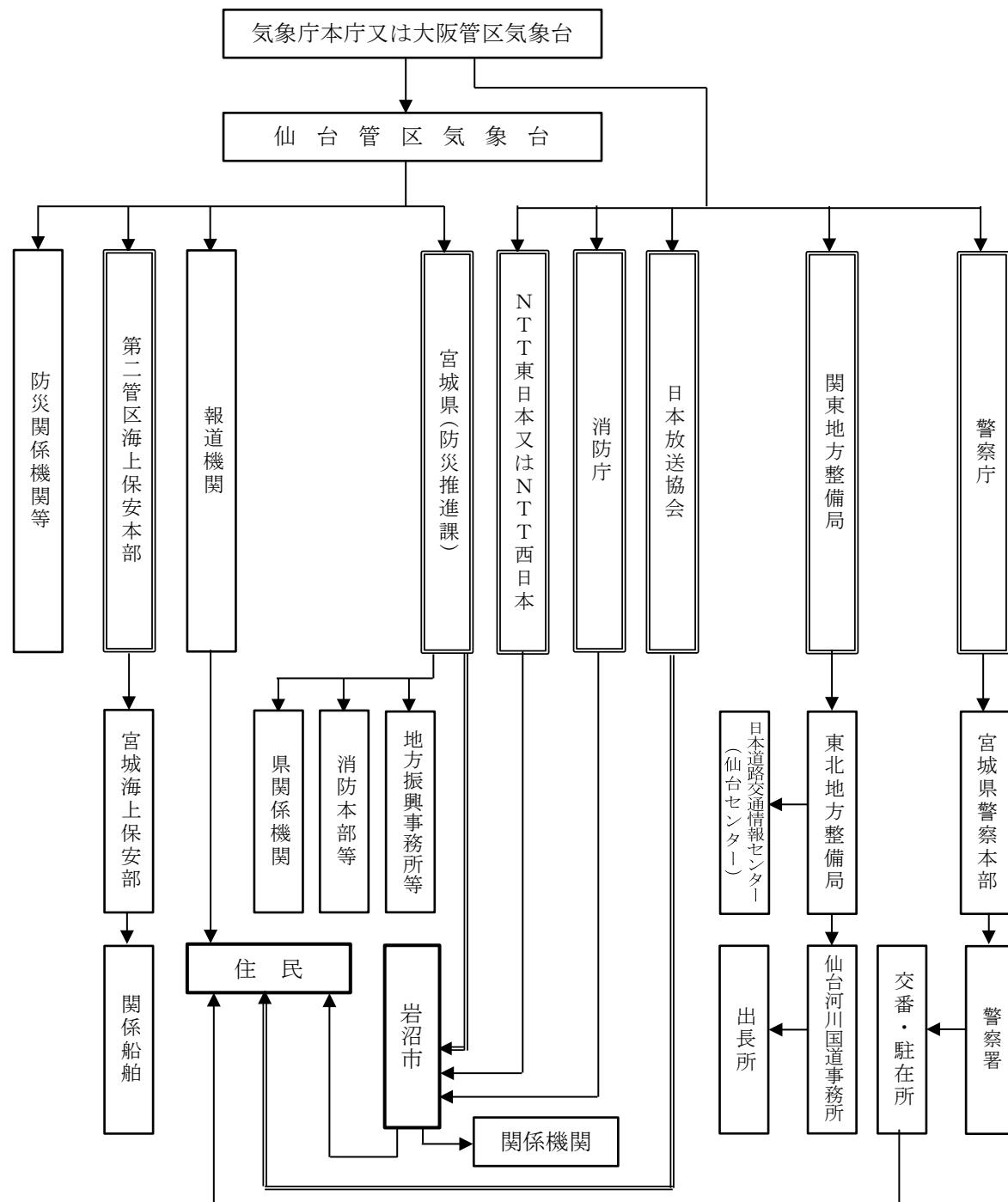
第3 津波警報等の伝達 【本部班、広報班、情報班、消防班、消防団、 岩沼警察署】

市は、気象庁からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を防災行政無線、消防無線、携帯電話等を活用して市民等に対し、迅速かつ的確に伝達する。

また、市は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

なお、本項は、風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 防災気象情報の伝達「第4 気象警報等の伝達」の定めに準ずる。

【津波警報等の伝達系統図】



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

第4 地震・津波情報 【本部班、広報班、情報班、消防班、消防団、岩沼警察署】

気象庁本府等は、地震が発生した場合には、必要に応じ、地震・津波に関する情報を迅速かつ的確に発表し、仙台管区気象台は、これを関係機関に伝達する。市は、これら気象台からの情報を、報道関係機関等の協力を得て市民等に周知するよう努める。

1. 情報の種類

(1) 津波警報等

ア 津波警報等の発表等

- a 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。
- b 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

イ 津波警報等の留意事項等

- a 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- b 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- c 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- d どのような津波であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- e 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ 区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに西方向や津波避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに西方向や津波避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

【津波情報の種類と発表内容】

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(※2) や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類と発表される津波の高さ等）の表に掲載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(※3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(※4)

(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

津波・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(※5)）の発表内容】

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される 津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※5) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

a 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ① 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ② 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

b 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

c 津波観測に関する情報

- ① 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ② 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

d 沖合の津波観測に関する情報

- ① 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ② 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準とその内容】

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(4) 津波予報区

津波警報等は、津波予報区単位で発表され、宮城県沿岸で津波予報区は「宮城県」である。

第5 北海道・三陸沖後発地震注意情報 【気象庁、本部班、広報班、情報班、消防班、岩沼警察署】

地震災害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達 「第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報」の定めに準ずる。

第6 災害情報収集・伝達 【情報班、本部班、広報班、調査班、消防班、消防団、岩沼警察署】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集・伝達 「第2 情報の収集・伝達」の定めに準ずる。

第7 通信・放送手段の確保 【本部班、広報班、消防班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第4節 通信・放送施設の確保 「第2 防災行政無線施設」、「第3 消防無線通信施設」、「第4 災害時の通信連絡」、「第5 放送の依頼」の定めに準ずる。

第3節 災害広報活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第5節 災害広報活動」の定めに準ずる。

第4節 相互応援活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第7節 相互応援活動」の定めに準ずる。

第5節 災害救助法の適用

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第8節 災害救助法の適用」の定めに準ずる。

第6節 自衛隊の災害派遣

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第9節 自衛隊の災害派遣」の定めに準ずる。

第7節 救急・救助活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第10節 救急・救助活動」の定めに準ずる。

第8節 医療救護活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第11節 医療救護活動」の定めに準ずる。

第9節 消火活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第32節 災害種別毎応急対策 「第1 火災応急対策」の定めに準ずる。

第10節 交通・輸送活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第12節 交通・輸送活動」の定めに準ずる。

第11節 ヘリコプターの活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第13節 ヘリコプターの活動」の定めに準ずる。

第12節 避難活動

第1 目的

市は、津波警報等及び地震情報が発表された場合又は遠地津波等のおそれがある場合、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1. 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るためにの行動」であり、市として各人が自らの判断で率先避難するよう促すことが重要である。

2. 市民等がとるべき避難行動

- (1) 家族又は近隣に避難行動要支援者等がいる場合は、全員の安全の確保のための早期の避難を心がける。
- (2) 市からの避難情報（気象庁発表の「津波注意報」等）が広報された場合、避難情報に従って津波避難先又は津波浸水予想区域（危険区域）外へ避難する。
- (3) 津波は突発的に発生することから、津波による浸水が想定される区域の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や本部長の避難指示等の発令を待たずに、津波避難先又は津波浸水予想区域（危険区域）外に避難する。

第2 津波の警戒 【本部班】

1. 県は、仙台管区気象台から送られた津波警報等・地震及び津波に関する情報等を県総合防災情報システム（MIDORI）により、県の防災関係者、各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。
2. 市は、津波警報等、避難指示等の伝達に当たっては、釣り客、観光客等にも確実に伝達できるよう、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して市民等を海岸から避難させる等、緊急対策を行う。
3. 市は、市民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いる等、市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
4. 防潮水門等施設管理者は、作業者の安全最優先の退避ルール及び地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や陸閘^{りくこう}等の閉鎖措置を行う。

5. 警察は、津波警報等が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線若しくは有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統図に従い沿岸市町に通知し、警戒を行う。
また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。

6. 第二管区海上保安本部は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、電光掲示等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図る。その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶等の固定等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
また、沿岸市民及び釣り客等に対し、西方向への早急な避難等の指導を行う等、防災関係機関と協力して警戒に当たる。

第3 避難の指示等 【本部班、広報班、調査班、援護班、消防班、消防団、 岩沼警察署】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第3 避難情報の発令」の定めに準ずるほか、次の指示等を実施する。

1. 本部長（市長）の役割

本部長は、津波に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示等を発令する。

- (1) 津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。このため、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、高齢者等避難は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。
- (2) 避難指示等の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、市は、大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情を勘案し指定する。
- (3) 本部長は、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を発令する。
- (4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により、本部長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

2. 遠地地震の場合の避難指示等

市から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から日本への津波の有無についての情報を「遠地地震情報」の中で発表する場合がある。

市は、この「遠地地震情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難指示の発令を検討するものとする。

第4 避難の指示等の内容及び周知 【本部班、広報班、消防班、消防団、 岩沼警察署、報道機関】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第4 避難の指示等の内容及び周知」の定めに準ずるほか、避難すべき区域、避難指示発令の具体的な判断基準及び情報伝達の留意事項を次に示す。

1. 避難すべき区域

発表される津波警報等の種類に応じ、避難すべき区域は、次のとおりである。

【発表される津波警報等の種類及び避難すべき区域】

津波警報等の種類	避難すべき区域
津波注意報	海岸堤防より海側 阿武隈川河口付近
津波警報	上記に同じ
大津波警報	市道東部線より東側の区域 ※総合体育館、市民会館、総合南東北病院東側の 道路から東側の区域

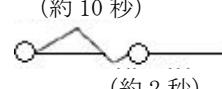
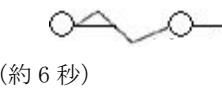
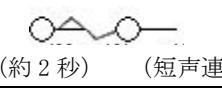
2. 避難指示発令の具体的な判断基準

避難指示発令の具体的な判断基準は、次のとおりである。

【避難指示発令の具体的な判断基準】

発令する 避難情報の種類	具体的な判断基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■津波注意報以上が発表された場合 ■停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、又は揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

【情報伝達に当たって留意するポイント】

何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難の指示等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成 	
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか（住民、滞在者（観光客、釣り客等）、通過者） 	
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難の指示等） ・津波発生後（津波警報等の更新、津波情報、被害状況等） ・津波終息後（津波警報等の解除、津波予報、避難指示の解除等） 	
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、アマチュア無線、インターネット等 ・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要配慮者（災害弱者）となりうる者） ・津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則（気象庁告示第3号：昭和51年11月16日）で規定する標識を用いる。 ・津波警報等の伝達を旗で行う場合は、予報警報標識規則（気象庁告示第5号：令和2年6月24日一部改正）で規定する標識を用いる。 	
<津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識>		
標識の種類	標識	
鐘音	サイレン音	
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
<旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識>		
標識の種類	標識	
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	赤	白
	白	赤
(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。		

第5 警戒区域の設定 【本部班、消防班、消防団、岩沼警察署、報道機関】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第5 警戒区域の設定」の定めに準ずる。

第6 避難誘導 【各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第6 避難誘導」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

地震・津波発生時には、家屋や沿道建物の倒壊、道路の損傷、信号の消灯、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防吏員等は、自身の安全を確保した上で、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

第7 指定緊急避難場所等の開設及び周知

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第7 指定緊急避難場所等の開設及び周知」の定めに準ずる。

第8 避難所の開設及び運営 【本部班、避難所班、援護班、環境班、医療班、施設管理者、自主防災組織、避難所運営委員会、ボランティア】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第8 避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

第9 避難長期化への対処 【本部班、避難所班、医療班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第9 避難長期化への対処」の定めに準ずる。

第10 帰宅困難者対策 【本部班、広報班、施設管理者】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第10 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第11 孤立集落の安否確認対策 【本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第11 孤立集落の安否確認対策」の定めに準ずる。

第12 広域避難者への支援 【本部班、避難所班、広報班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第12 広域避難者への支援」の定めに準ずる。

第13 在宅避難者等への支援 【避難所班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第13 在宅避難者等への支援」の定めに準ずる。

第13節 応急仮設住宅等の確保

第1 目的

大規模地震による津波災害の発生により、住宅を損傷、又は失う被災者が多数生じると考えられる。被災直後は、指定避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設をはじめ、みなし仮設住宅、空き家になっている市営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには、被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 被災建築物及び被災宅地の危険度判定 【住宅輸送班】

地震災害対策編 第3章 災害応急対策 第13節 応急仮設住宅等の確保 「第2 被災建築物及び被災宅地の危険度判定」の定めに準ずる。

第3 応急仮設住宅の整備と維持管理 【住宅輸送班、援護班、本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理」の定めに準ずる。

第4 公営住宅等の活用等 【住宅輸送班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第3 公営住宅等の活用等」の定めに準ずる。

第5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備 【援護班、本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備」の定めに準ずる。

第6 住宅の応急修理 【住宅輸送班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第6 住宅の応急修理」の定めに準ずる。

第7 建物の解体、撤去 【住宅輸送班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第7 建物の解体、撤去」の定めに準ずる。

第8 建築資材及び建築技術者の確保 【住宅輸送班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第8 建築資材及び建築技術者の確保」の定めに準ずる。

第14節 相談活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第16節 相談活動」の定めに準ずる。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」の定めに準ずる。

第16節 ペット等の収容対策

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第18節 ペット等の収容対策」の定めに準ずる。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定めに準ずる。

第18節 防疫・保健衛生活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第20節 防疫・保健衛生活動」の定めに準ずる。

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬」の定めに準ずる。

第20節 災害廃棄物処理活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第22節 災害廃棄物処理活動」の定めに準ずる。

第21節 社会秩序の維持活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第23節 社会秩序の維持活動」の定めに準ずる。

第22節 教育活動等

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第24節 教育活動等」の定めに準ずる。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第25節 防災資機材及び労働力の確保」の定めに準ずる。

第24節 公共土木施設等の応急対策

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第26節 公共土木施設等の応急対策」の定めに準ずる。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第27節 ライフライン施設等の応急復旧」の定めに準ずる。

第26節 危険物施設等の安全確保

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第32節 災害種別毎応急対策 「第3 危険物等災害応急対策」の定めに準ずる。

第27節 農林業の応急対策

第1 目的

大規模地震による津波災害の発生により、農業生産基盤、林道等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

【対策の概要】

初動期	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設の応急点検 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急措置 ・点検、被害状況の把握 ・応援要請、資機材の手配
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設の応急復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・応援部隊の受入れ ・応急復旧作業の実施
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設の応急復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・同上

第2 農業 【農政班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第28節 農林業の応急対策 「第2 農業用施設」、「第4 農産物」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は、災害復旧事業の主な事業主体となる市や土地改良区に対し、除塩対策に関する指導・助言を必要に応じ行う。

また、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、がれきの撤去を行い、速やかに排水に努める。

第3 林業 【農政班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第28節 農林業の応急対策 「第3 林道施設」の定めに準ずる。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

第1 目的

大規模地震や津波等による自然災害（土砂災害や液状化等）が生じた後、災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。

市及び防災関係機関は、特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害について、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

第2 二次災害の防止活動 【本部班、土木班、上下水道班、復旧班、物資調達班、消防班、消防団、各事業者】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第29節 二次災害・複合災害防止対策 「第2 二次災害の防止活動」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 海岸漂着危険物

海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・市民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

第29節 応急公用負担等の実施

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第30節 応急公用負担等の実施」の定めに準ずる。

第30節 ボランティア活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第31節 ボランティア活動」の定めに準ずる。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第1節 災害復旧・復興計画」の定めに準ずる。

第2節 生活再建支援

地震災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第2節 生活再建支援」の定めに準ずる。

第3節 住宅復旧支援

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第3節 住宅復旧支援」の定めに準ずる。

第4節 産業復興の支援

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第4節 産業復興の支援」の定めに準ずる。

第5節 社会基盤の復旧・復興対策

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第5節 社会基盤の復旧・復興対策」の定めに準ずる。

第6節 義援金の受入れ・配分

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第6節 義援金の受入れ・配分」の定めに準ずる。

第7節 激甚災害の指定

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第7節 激甚災害の指定」の定めに準ずる。

第8節 災害対応の検証

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第8節 災害対応の検証」の定めに準ずる。